

平成28年2月23日

答申第681号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前提出した「再検討の求め」をNHKが受理しなかったことは「内規違反」であるとして、「当該内規違反行為の再発防止策の内容が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年2月23日（第234回審議委員会）

第696号諮問、審議、答申